

591日!

広聴課・TEL224-5011

から地デジに変わります。現在アナログテレビをお使いの方は、そ組表などを見ることができます。

支援制度があります

低所得世帯などの皆さんへの支援

NHKの放送受信料が全額免除の世帯は無償で、簡易なデジタルチューナーの給付と、必要に応じアンテナなどの改修・給付が受けられます。対象は、生活保護受給世帯などの公的扶助受給世帯、世帯全員が市民税非課税で障害者のいる世帯などです。

申し込み…総務省地デジチューナー支援実施センター
TEL0570-033840

共同テレビ受信施設のデジタル化改修支援

受信障害対策共聴施設や共同住宅(アパート・マンション)の受信施設をデジタル対応に改修するとき、改修費用の負担が過重となる場合は、国の助成を受けることができます。助成対象は、工事未着手の施設です。

申請期限…受信障害対策共聴施設=12月28日(月)
共同住宅=1月15日(金)

申し込み…デジサポ助成金相談窓口
TEL0570-093-724

「墓地埋葬法施行条例」改正(案)の意見募集

「川越市墓地、埋葬等に関する法律施行条例」を改正するため、市民の皆さんからの意見を募集します。

閲覧場所：食品・環境衛生課、出張所、公民館

閲覧・募集期間：1月8日(金)

まで

対象：市内在住・在勤・在学

または利害関係のある方

提出方法：住所・氏名・電話番号、在勤・在学の方は勤務先・学校名、利害関係のある方はその内容を明記し、〒350-1104

小ヶ谷八一七-1、食品・環境衛生課(郵送・フアク

ス可)

*市ホームページからも閲覧・意見の提出ができます。

意見の取り扱い

意見に対する市の考え方を、案を修正した場合の内容を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。また、個人情報公表しません。

問い合わせ：食品・環境衛生課・TEL227-5103

FAX224-2261

「(仮称)まちづくり条例」の策定について

市では、市民が主体的に取り組むまちづくり活動への支援策やその実現手法を定める

「(仮称)まちづくり条例」の策定を進めています。

今後は、川越市都市計画審議会からの提言を基に、同条例を策定していきます。

提言内容は、都市計画課(本庁舎五階)・市ホームページで見ることができます。

問い合わせ：都市計画課

TEL224-5945

悪質商法 詐欺に注意!

地上デジタル放送への移行に関連し、公的機関などを名乗り不当な費用を請求したり、必要のないアンテナ工事を勧めたりするなど、悪質商法・詐欺が発生しています。

国・県・市の関係機関が地上デジタル放送受信のための費用を請求することはありません。

訪問者の身分証明書などを確認する、不用意に前金などを支払わない、身に覚えのない要件や代金の請求には応じないなど、被害にあわないよう注意してください。また、自宅の状況に合った受信方法を選び、工事の契約をする前に複数の業者から見積もりを取るなど、十分に検討しましょう。

地デジ化まで、あと

地上デジタル放送(地デジ)受信の準備は、進んでいますか？ 平成23年7月24日にアナログ放送のままでテレビ放送を見ることができなくなります。地デジでは、きれいな映像、文字放送、番

どうすれば、見ることができるようになるの？

まずはアンテナをチェック！

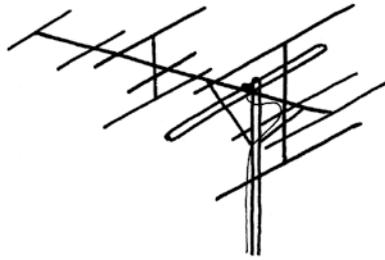
アンテナが付いていない場合

共同受信アンテナを利用している方は、管理組合や家主、近所の方にご確認ください。

ケーブルテレビをご覧の方は、ご利用のケーブル会社に確認してください。

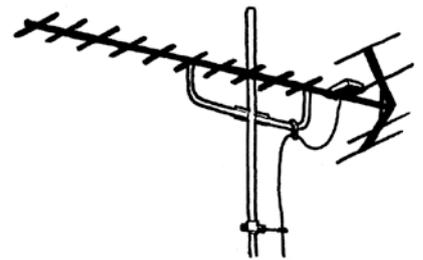
ケーブルテレビに加入する場合、工事費がかかります(別途、月額利用料が必要です)。

VHF アンテナが付いている場合



UHF アンテナ設置工事が必要です。ケーブルテレビや光回線などへの変更も可能です。

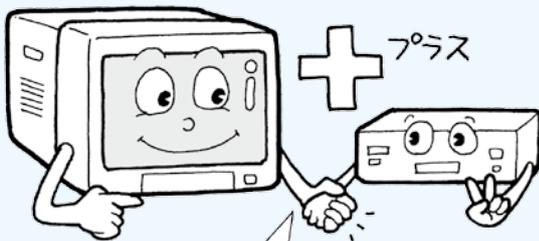
UHF アンテナが付いている場合



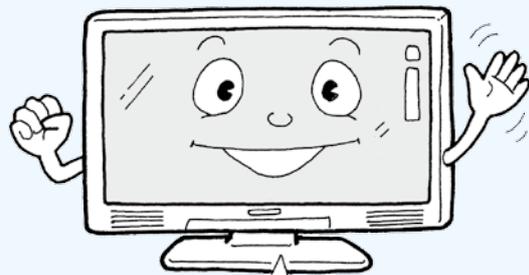
通常はそのまま受信できます。アンテナの交換や調整が必要な場合があります。

*家中の配線状況によっては、工事費以外の料金がかかる場合があります。

現在お使いのテレビが地デジ対応でない場合、どちらかを選びます



デジタルチューナーなどを買って、現在使用しているアナログテレビに接続する



デジタルチューナー内蔵テレビを買う

困ったときはここに相談

総務省には、地上デジタル放送の受信に関する相談窓口があります。「私の家では地デジを見ることができますか?」「地デジを見るには、どうすればいいですか?」など、分からないことがあれば電話でお問い合わせください。

総務省地デジコールセンター・TEL0570-07-0101

(平日=午前9時~午後9時、土・日曜日、祝・休日=午前9時~午後6時)